

# 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案 新旧対照条文

## 【目次】

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第五条関係）	一
○地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）（附則第六条関係）	二
○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（附則第八条関係）	七
○税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）（附則第十条関係）	三七
○国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）（附則第十一条関係）	四〇
○国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）（附則第十二条関係）	四二
○外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）（附則第十三条関係）	四四
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第十四条関係）	五二
○金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）（附則第十五条関係）	五四
○会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）（附則第十五条関係）	五五
○民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）（附則第十六条関係）	五六
○特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）（附則第十七条関係）	五八
○地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）（附則第十八条関係）	六二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第十九条関係）	六五

○ 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）	（附則第二十条関係）	……	六八
○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	（附則第二十一条関係）	……	六九

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

附則第五条による改正(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号))

<p>改正後</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="630 206 949 1079"> <tr> <td data-bbox="893 206 949 542">法律</td> <td data-bbox="893 542 949 1079">事務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="837 206 893 1079">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="630 206 837 1079"> <p>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第</p> </td> </tr> </table>	法律	事務	略		<p>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第</p>	
法律	事務						
略							
<p>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第</p>							
<p>改正前</p>	<p>別表第一 第一号法定受託事務(第二条関係)</p> <p>備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="837 1160 949 2033"> <tr> <td data-bbox="893 1160 949 1496">法律</td> <td data-bbox="893 1496 949 2033">事務</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="837 1160 893 2033">略</td> </tr> </table>	法律	事務	略			
法律	事務						
略							

改 正 後	改 正 前
<p>（基準財政収入額の算定方法）</p> <p><b>第十四条</b> 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項及び第三項において「配当割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項及び第三項において「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五</p>	<p>（基準財政収入額の算定方法）</p> <p><b>第十四条</b> 基準財政収入額は、道府県にあつては基準税率をもつて算定した当該道府県の普通税（法定外普通税を除く。）の収入見込額（利子割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の利子割の収入見込額から利子割交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、配当割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の配当割の収入見込額から地方税法第七十一条の四十七の規定により市町村に対し交付するものとされる配当割に係る交付金（以下この項及び第三項において「配当割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、株式等譲渡所得割の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の株式等譲渡所得割の収入見込額から同法第七十一条の六十七の規定により市町村に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金（以下この項及び第三項において「株式等譲渡所得割交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方消費税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の地方消費税の収入見込額から同法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金（以下この項及び第三項において「地方消費税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五</p>

に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額から同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項及び第三項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、道路法第七条第三項の市（以下この項において「指定市」という。）を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から地方税法第百四十四条の六十第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金（以下この項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項及び第三項において「改正後地方税法」という。）第百四十五条第一号に規定する環境性能割（以下この項及び第三項の表道府県の項第九号の二一において「環境性能割」という。）の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から改正後地方税法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項

に相当する額を控除した額とし、ゴルフ場利用税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県のゴルフ場利用税の収入見込額から同法第百三条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金（以下この項及び第三項において「ゴルフ場利用税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、自動車取得税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の自動車取得税の収入見込額から同法第百四十三条の規定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金（以下「自動車取得税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、道路法第七条第三項の市（以下この項において「指定市」という。）を包括する道府県の軽油引取税の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の軽油引取税の収入見込額から地方税法第百四十四条の六十第一項の規定により指定市に対し交付するものとされる軽油引取税に係る交付金（以下この項及び第三項において「軽油引取税交付金」という。）の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とし、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項及び第三項において「改正後地方税法」という。）第百四十五条第一号に規定する環境性能割（以下この項及び第三項の表道府県の項第九号の二一において「環境性能割」という。）の収入見込額については基準税率をもつて算定した当該道府県の環境性能割の収入見込額から改正後地方税法第百七十七条の六の規定により市町村に対し交付するものとされる環境性能割に係る交付金（以下この項

及び第三項において「環境性能割交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。) 、当該道府県の地方税法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金(以下この項及び第三項において「市町村たばこ税都道府県交付金」という。)の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金(次項及び第三項において「都道府県交付金」という。)の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。) 、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲

及び第三項において「環境性能割交付金」という。)の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。) 、当該道府県の地方税法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金(以下この項及び第三項において「市町村たばこ税都道府県交付金」という。)の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該道府県の国有資産等所在市町村交付金法(昭和三十一年法律第八十二号)第十四条第一項の国有資産等所在都道府県交付金(次項及び第三項において「都道府県交付金」という。)の収入見込額の合算額、市町村にあつては基準税率をもつて算定した当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。) 、当該市町村の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の株式等譲渡所得割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、金の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税

与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。））、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額）とする。

## 2 略

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎により、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

の収入見込額並びに基準率をもつて算定した国有資産等所在市町村交付金法第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金（以下この条において「市町村交付金」という。）の収入見込額の合算額（指定市については、基準税率をもつて算定した当該指定市の普通税（法定外普通税を除く。）及び事業所税の収入見込額（市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。））、当該指定市の利子割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の配当割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市のゴルフ場利用税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の軽油引取税交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の環境性能割交付金の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額並びに基準率をもつて算定した当該指定市の市町村交付金の収入見込額の合算額）とする。

## 2 略

3 第一項の基準財政収入額は、次の表の上欄に掲げる地方団体につき、それぞれ同表の中欄に掲げる収入の項目ごとに、当該下欄に掲げる算定の基礎により、総務省令で定める方法により、算定するものとする。





<p>改正後</p>	<p>目次 第一章～第四章 略 第五章 都等の特例等 第一節 略 第二節 個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の賦課徴収に関する調整（第七百三十九条の二―第七百三十九条の六） 第三節 固定資産税の特例（第七百四十条―第七百四十七条） 第六章～第九章 略 附則 （過誤納金の充当） 第十七条の二 略 2 道府県が第七百三十九条の五第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。次条第一項第一号及び第三号において同じ。）の規定により当該道府県の個人の道府県民税（第二十条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十条の二の規定により課する所得割に限る。以下この項において同じ。）に係る地方団体の徴収金と併せて徴収した個人の市町村民税（第二百九十四条第</p>
<p>改正前</p>	<p>目次 第一章～第四章 略 第五章 都等及び固定資産税の特例 第一節 略 第二節 固定資産税の特例（第七百四十条―第七百四十七条） 第六章～第九章 略 附則 （過誤納金の充当） 第十七条の二 略 2 道府県が第四十八条第一項 若しくは第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。）。の規定により当該道府県の個人の道府県民税と併せて徴収した個人の市町村民税</p>

一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八条の規定により課する所得割に限る。以下この項において同じ。）に係る地方団体の徴収金又は市町村が第四十一条第一項の規定により当該市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金と併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、当該過誤納金をそれぞれ当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれ当該納税者又は特別徴収義務者の納付し、又は納入すべきこととなつた道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならぬ。

3  
5  
略

(還付金等の充当等の特例)

第十七条の二の二 前条の規定並びに第七十二条の八十八第二項及び第三項、第七十三条の二第九項(第七十三条の二十七第二項及び第七十三条の二十七の四第五項において準用する場合を含む。)、第七十四条の十四第三項、第四百四十四条の三十第二項、第六百六十四条第七項(第六百六十五条第三項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条第六項(第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第四百五十八条第七項(第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。)、第四百七十七条第三項、第六百一条第八項(第六百二条第二項、第六百三十三条第四項、第六百三十三条の二第六項、第六百三十三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。)、第七百六条の二第

に係る地方団体の徴収金又は市町村が第四十一条第一項の規定により当該市町村の個人の市町村民税と併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者の過誤納金があるときは、道府県知事又は市町村長は、当該過誤納金をそれぞれ当該道府県又は市町村の地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれ当該納税者又は特別徴収義務者の納付し、又は納入すべきこととなつた道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならぬ。

3  
5  
略

二項並びに第七百十八条の十第二項ただし書の規定（これらの規定中充當に係る部分に限る。）その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金又は過誤納金（以下この条において「還付金等」という。）については、適用しない。

一 道府県が第七百三十九条の五第一項又は第二項の規定により併せて徴収した個人の道府県民税（第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十条の二の規定により課する所得割を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税（第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。次号から第四号までにおいて同じ。）に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）に係る過誤納金（以下この号及び次項において「道府県徴収金関係過誤納金」という。）の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該道府県に係る地方団体の徴収金がある場合における当該道府県徴収金関係過誤納金

二 市町村が徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、第四十一条第一項の規定によりこれと併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりこれらと併せて徴収した森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金（以下この号及び第三項において「市町村徴

収金関係過誤納金」という。)の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該市町村に係る地方団体の徴収金がある場合における当該市町村徴収金関係過誤納金

三 道府県が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等(第一号に該当するものを除く。)の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該道府県が第七百三十九条の五第一項又は第二項の規定により併せて徴収すべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金(次項及び第四項において「道府県未納徴収金」という。)がある場合における当該還付金等

四 市町村が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等(第二号に該当するものを除く。)の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該市町村が徴収すべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、第四十一条第一項の規定によりこれと併せて徴収すべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりこれらと併せて徴収すべき森林環境税に係る徴収金(第三項及び第五項において「市町村未納徴収金」という。)がある場合における当該還付金等

2 | 前項第一号に規定する場合には、道府県徴収金関係過誤納金の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき道府県知事に対し、当該道府県徴収金関係過誤納金(道府県未納徴収金に係る金額又は納付し、若しくは納入すべきこととなつているその他の当該道府県の地方団体の徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。)により道府県未納徴収金又は納付

- し、若しくは納入すべきこととなつてゐるその他の当該道府県の地方団体の徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。
- 3| 第一項第二号に規定する場合には、市町村徴収金関係過誤納金の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき市町村長に対し、当該市町村徴収金関係過誤納金（市町村未納徴収金に係る金額又は納付し、若しくは納入すべきこととなつてゐるその他の当該市町村の地方団体の徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により市町村未納徴収金又は納付し、若しくは納入すべきこととなつてゐるその他の当該市町村の地方団体の徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。
- 4| 第一項第三号に規定する場合には、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき道府県知事に対し、当該還付金等（道府県未納徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により道府県未納徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。
- 5| 第一項第四号に規定する場合には、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき市町村長に対し、当該還付金等（市町村未納徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により市町村未納徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。
- 6| 第二項から前項までの規定が適用される場合には、これらの規定による委託納付又は委託納入をするのに適することとなつた時として政令で定める時に、その委託納付又は委託納入に相当する額の還付及び納付又は納入があつたものとみなす。
- 7| 第二項から第五項までの規定が適用される場合には、これらの規定による納付又は納入をした道府県知事又は市町村長は、遅滞なく、その旨

をこれらの規定により委託したものとみなされた者に通知しなければならない。

(地方税の予納額の還付の特例)

第十七条の三 略

2 前項各号に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入された地方団体の徴収金の全部又は一部につき、法律又は条例の改正その他の理由によりその納付又は納入の必要がないこととなったときは、その時において過誤納金が納付され、又は納入されたものとみなして、前三条の規定を適用する。

(還付加算金)

第十七条の四 略

2 5 略

6 第一項の規定により、個人の市町村民税(第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。以下この項において同じ。)、第四十一条第一項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税(第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十条の二の規定により課する所得割を除く。以下この項において同じ。)及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税に係る還付加算金の計算をする場合には、個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税に係る過誤納

(地方税の予納額の還付の特例)

第十七条の三 略

2 前項各号に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入された地方団体の徴収金の全部又は一部につき、法律又は条例の改正その他の理由によりその納付又は納入の必要がないこととなったときは、その時において過誤納金が納付され、又は納入されたものとみなして、前二条の規定を適用する。

(還付加算金)

第十七条の四 略

2 5 略

金の合算額により行うものとする。

(課税標準額、税額等の端数計算)

第二十条の四の二 略

2～7 略

8 第二項、第三項（地方税の確定金額の全額が百円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る。）及び前三項の規定の適用については、個人の市町村民税、第四十一条第一項の規定によりこれと併せて徴収する個人の道府県民税及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税又は固定資産税及び第七百二条の八第一項の規定によりこれと併せて徴収する都市計画税については、それぞれ一の地方税とみなす。この場合において、特別徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税に対する第六項の規定の適用については、同項中「千円」とあるのは、「百円」とする。

9 略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用等)

第二十四条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等

(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。同項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この

(課税標準額、税額等の端数計算)

第二十条の四の二 略

2～7 略

8 第二項、第三項（地方税の確定金額の全額が百円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る。）及び前三項の規定の適用については、個人の市町村民税と  
これと併せて徴収する個人の道府県民税又は固定資産税と  
これと併せて徴収する都市計画税については、それぞれ一の地方税とみなす。この場合において、特別徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税とこれと併せて徴収する個人の道府県民税については、第六項  
中「千円」とあるのは、「百円」とする。

9 略

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第二十四条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等

(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。同項において同じ。)ごとに、それぞれ別の者とみなして、この

節（前条、次条、第二十四条の三、第二十五条、第二十七条から第三十一条まで、第五十二条、第五十三条第十九項、第五十三条の三、第五十四条、第六十二条、第三款第三目、第七十一条の十六、第四款第三目、第七十一条の三十七、第五款第三目、第七十一条の五十七及び第六款第三目を除く。第三項から第五項までにおいて同じ。）及び第五章第二節（第七百三十九条の五及び第七百三十九条の六を除く。第三項において同じ。）の規定を適用する。

2 略

3 所得税法第六条の三の規定は、前二項の規定をこの節の規定中個人道府県民税に関する規定及び第五章第二節の規定において適用する場合について準用する。

4 略

5 第一項、第二項又は前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についてのこの節及び第五章第二節の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（道府県民税と信託財産）

第二十四条の三 信託財産について生ずる所得については、信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）が当該信託の信託財

節（前条、次条、第二十四条の三、第二十五条、第二十七条から第三十一条まで、第四十八条、第五十条、第五十二条、第五十三条第十九項、第五十三条の三、第五十四条、第六十二条、第三款第三目、第七十一条の十六、第四款第三目、第七十一条の三十七、第五款第三目、第七十一条の五十七及び第六款第三目を除く。第三項から第五項までにおいて同じ。）  
の規定を適用する。

2 略

3 所得税法第六条の三の規定は、前二項の規定をこの節の規定中個人道府県民税に関する規定  
において適用する場合について準用する。

4 略

5 第一項、第二項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

略

6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についてのこの節  
の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（道府県民税と信託財産）

第二十四条の三 信託財産について生ずる所得については、信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）が当該信託の信託財



産に属する資産及び負債を有するものとみなして、この節及び第五章第二節の規定を適用する。ただし、集団投資信託（所得税法第十三条第三項第一号に規定する集団投資信託をいう。）、退職年金等信託（同項第二号に規定する退職年金等信託をいう。）、又は法人課税信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2及び3 略

（道府県民税に係る検査拒否等に関する罪）

第二十七条 略

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（人格のない社団等を除く。以下この項において「その他の社団等」という。）を含む。以下この項、第六十九条第四項、第七十条第二項、第七十一条の十六第三項及び第四項、第七十一条の二十四項、第七十一条の二十一第二項、第七十一条の三十七第三項及び第四項、第七十一条の四十一第四項、第七十一条の四十二第二項、第七十一条の六十一第四項並びに第七十一条の六十二第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及びその他の社団等の

代表者又は管理人を含む。

第六十九条第四項、第七十条第二項、第七十一条の十六第三項、第七十一条の二十四項、第七十一条の二十一第二項、第七十一条の三十七第三項、第七十一条の四十一第四項、第七十一条の四十二第二項、第七十一条の六十一第四項及び第七十一条の六十二第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人

産に属する資産及び負債を有するものとみなして、この節

の規定を適用する。ただし、集団投資信託（所得税法第十三条第三項第一号に規定する集団投資信託をいう。）、退職年金等信託（同項第二号に規定する退職年金等信託をいう。）、又は法人課税信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2及び3 略

（道府県民税に係る検査拒否等に関する罪）

第二十七条 略

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）を含む。以下この項、第五十条第五項、第六十九条第四項、第七十条第二項、第七十一条の十六第三項及び第四項、第七十一条の二十四項、第七十一条の二十一第二項、第七十一条の三十七第三項及び第四項、第七十一条の四十一第四項、第七十一条の四十二第二項、第七十一条の六十一第四項並びに第七十一条の六十二第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人でない社団又は財団で代

表者又は管理人の定めのあるもの）の代表者又は管理人を含む。第五十条

第五項、第六十九条第四項、第七十条第二項、第七十一条の十六第三項、第七十一条の二十四項、第七十一条の二十一第二項、第七十一条の三十七第三項、第七十一条の四十一第四項、第七十一条の四十二第二項、第七十一条の六十一第四項及び第七十一条の六十二第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人

又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

#### (個人の道府県民税の賦課徴収)

**第四十一条** 個人の道府県民税の賦課徴収は、この款及び第五章第二節に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 | 前項の場合において、個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係る

第三百二十一条第二項の規定による納期前の納付に対する報奨金の計算

又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

#### (個人の道府県民税の賦課徴収)

**第四十一条** 個人の道府県民税の賦課徴収は、本款に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。この場合において、第十七条の四の規定に基づく還付加算金、第三百二十一条第二項の規定に基づく納期前の納付に対する報奨金、第三百二十一条の二、第三百二十六条、第三百二十八条の十若しくは第三百二十八条の十三の規定に基づく延滞金、第三百二十八条の十一の規定に基づく過少申告加算金若しくは不申告加算金又は第三百二十八条の十二の規定に基づく重加算金の計算については、道府県民税及び市町村民税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

については、個人の道府県民税及び個人の市町村民税の額の合算額により同項の規定を適用するものとする。

- 3| 第一項の場合において、個人の道府県民税（第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び分離課税に係る所得割に限る。以下この項、次条第二項及び第四十三条において同じ。）及び個人の市町村民税（第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八条の規定により課する所得割に限る。以下この項、次条第二項及び第四十三条において同じ。）に係る第十七条の四の規定による還付加算金、第三百二十一条の二、第三百二十六条、第三百二十八条の十若しくは第三百二十八条の十三の規定による延滞金、第三百二十八条の十一の規定による過少申告加算金若しくは不申告加算金又は第三百二十八条の十二の規定による重加算金の計算については、個人の道府県民税及び個人の市町村民税の額の合算額によりこれらの規定を適用するものとする。

- 4| 第三百十七条の四（第三百十七条の二第一項から第五項までの規定により提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者に係る部分に限る。）、第三百二十四条、第三百二十八条の十六第一項及び第三項から第六項まで、第三百三十二条並びに第三百三十三条の規定は、第一項の規定により市町村が個人の市町村民税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う個人の道府県民税について準用する。

- 5| 道府県は、市町村が第一項の規定により行う個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助をするものとする。

- 2| 第三百十七条の四（第三百十七条の二第一項から第五項までの規定によつて提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者に係る部分に限る。）、第三百二十四条、第三百二十八条の十六第一項及び第三項から第六項まで、第三百三十二条並びに第三百三十三条の規定は、前項の規定によつて市町村が個人の市町村民税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う個人の道府県民税について準用する。

- 3| 道府県は、市町村が第一項の規定によつて行う個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務の執行について、市町村に対し、必要な援助をするものとする。

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入等)

**第四十二条** 個人の道府県民税の納税義務者又は特別徴収義務者は、その個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、これと併せて納付し、又は納入しなければならない。

2 個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合には、その納付額又は納入額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を個人の道府県民税及び個人の市町村民税の額に按分した額に相当する個人の道府県民税又は個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつたものとする。

(個人の道府県民税の納税通知書等)

**第四十三条** 第四十一条第一項の規定により 個人の道府県民税を賦課徴収する市町村が当該個人の道府県民税の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書、督促状その他の文書は、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収に用いるそれらの文書と併せて、総務省令で定める様式に準じて作成するものとする。

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入等)

**第四十二条** 個人の道府県民税の納税義務者又は特別徴収義務者は、その道府県民税に係る地方団体の徴収金を、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入の例により、これとあわせて納付し、又は納入しなければならない。

2 個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合には、その納付額又は納入額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を道府県民税及び市町村民税の額にあん分した額に相当する道府県民税又は市町村民税に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつたものとする。

(個人の道府県民税の納税通知書等)

**第四十三条** 第四十一条第一項の規定によつて道府県民税を賦課徴収する市町村が当該道府県民税の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によつて徴収する旨の通知書、督促状その他の文書は、当該市町村の市町村民税の賦課徴収に用いるそれらの文書と併せて、総務省令で定める様式に準じて作成するものとする。

(個人の道府県民税に係る徴収取扱費の交付)

第四十七条 道府県は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、次に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として市町村に対して交付しなければならない。

一 略

二 第四十一条第一項の規定により市町村が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を第十七条又は第十七条の二の規定により市町村が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額

三 第十七条の四の規定により市町村が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

四 第四十一条第一項においてその例によることとされた第三百二十一条第二項の規定により市町村が交付した個人の道府県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額

五 第三十七条の四の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を第三百十四条の九第三項の規定により適用される同条第二項の規定により市町村が還付した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

2 略

第四十八条から第五十条まで 削除

(個人の道府県民税に係る徴収取扱費の交付)

第四十七条 道府県は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、次に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として市町村に対して交付しなければならない。

一 略

二 第四十一条第一項の規定によつて市町村が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を第十七条又は第十七条の二の規定によつて市町村が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額

三 第十七条の四の規定によつて市町村が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

四 第四十一条第一項においてその例によることとされた第三百二十一条第二項の規定によつて市町村が交付した個人の道府県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額

五 第三十七条の四の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を第三百十四条の九第三項の規定により適用される同条第二項の規定によつて市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

2 略

(個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例)

第四十八条 第四十六条第二項の規定により市町村長から道府県知事に対

し、道府県民税の滞納に関する報告があつた場合には、道府県知事が市町村長の同意を得て、当該報告に係る滞納者の全部又は一部について一年を超えない範囲内で定めた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金及びこれとあわせて納付し、又は納入すべき市町村民税に係る地方団体の徴収金について、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又はこれについて国税徴収法に規定する滞納処分<sup>2</sup>の例により滞納処分をすることができる。

2 市町村長は、前項の滞納者が、同項の報告があつた日の属する年の六月一日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとする。この場合において、道府県知事が市町村長の同意を得たときは、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金及びこれとあわせて納付し、又は納入すべき市町村民税に係る地方団体の徴収金について、同項の一定の期間に限り、同項の規定の例により、同項の地方団体の徴収金とあわせて徴収し、又は滞納処分をすることができる。

3 道府県の徴税吏員は、前二項の規定により徴収し、又は滞納処分をする場合には、当該市町村の徴税吏員から、前二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金について、徴収の引継ぎを受けるものとし、第一項の一定の期間が経過した場合には、当該市町村の徴税吏員に徴収の引継ぎをするものとする。ただし、当該市町村の徴税吏員又は道府県の徴税吏員は、協議により、滞納処分を続行することができる。

- 4 市町村の徴税吏員は、第一項の一定の期間中は、同項又は第二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金については、納税者が納税通知書に記載した納付の場所に納付し、又は特別徴収義務者が市町村長の指定する場所に納入する場合を除くほか、徴収することができないものとし、第一項の一定の期間前に滞納処分に着手したものについて滞納処分をする場合を除くほか、滞納処分をすることができないものとする。
- 5 市町村は、道府県が第一項又は第二項の規定により滞納に係る道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金を徴収し、又はこれについて滞納処分をする場合には、道府県に協力するものとする。
- 6 道府県は、第一項又は第二項の規定により徴収し、又は滞納処分をした市町村民税に係る地方団体の徴収金を翌月十日までに、政令で定めるところにより、市町村に払い込むものとする。
- 7 道府県知事は、第一項の一定の期間の経過後、遅滞なく、市町村長に対し、当該期間中に行つた徴収及び滞納処分の状況を通知しなければならぬ。
- 8 前各項の規定は、第四十六条第三項の規定により道府県民税の賦課徴収に関する事項の報告の請求があつた場合において、市町村長から道府県知事に対し、道府県民税の滞納（同条第二項又は第二項の規定による報告に係るものを除く。）に関する報告があつたときについて準用する。この場合において、第二項中「日の属する年の六月一日以後」とあるのは、「日以後」と読み替えるものとする。
- 9 第三項（前項において準用する場合を含む。）の徴収の引継ぎ及び滞

納処分続行に關し必要な事項は、政令で定める。

(道府県が行う滞納処分に關する罪等)

第五十条 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が第四十八条第

一項又は第二項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。)の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に第四十八条第一項又は第二項の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第四十八条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書



(市町村民税に係る検査拒否等に関する罪)

第二百九十九条 略

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（人格のない社団等を除く。以下この項において「その他の社団等」という。）を含む。以下この項、第三百十七條の七第二項、第三百二十四條第七項及び第八項、第三百二十八條の十六第四項及び第五項、第三百三十二條第四項並びに第三百三十三條第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及びその他の社団等の

代表者又は管理人を含む。第三百十七條の七

第二項、第三百二十四條第七項、第三百二十八條の十六第四項、第三百三十二條第四項及び第三百三十三條第二項において同じ。）又は法人若

類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前各項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(市町村民税に係る検査拒否等に関する罪)

第二百九十九条 略

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（人格のない社団等を除く。以下この項において同じ。）を含む。

第三百十七條の七第二項、第三百二十四

條第七項及び第八項、第三百二十八條の十六第四項及び第五項、第三百三十二條第四項並びに第三百三十三條第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人でない社団又は財団で代表者又は

管理人の定めのあるもの代表者又は管理人を含む。第三百十七條の七

第二項、第三百二十四條第七項、第三百二十八條の十六第四項、第三百三十二條第四項及び第三百三十三條第二項において同じ。）又は法人若

しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

#### (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

### 第三百十四条の九 略

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村は、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付しなければならない。

。この場合において、当

該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税若しくは森林環境税又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金（以下この項において「市町村徴収金」という。）があるときは、第十七条の二の二の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該還付をすべき市町村の長に対し、当該還

しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

#### (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

### 第三百十四条の九 略

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村は、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の道府県民税若しくは市町村民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

付をすべき金額（市町村徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により市町村徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

3 略

（個人の市町村民税の徴収の方法等）

**第三百十九條** 個人の市町村民税の徴収については、第三百二十一條の三、第三百二十一條の七の二第一項若しくは第二項、第三百二十一條の七の八第一項又は第三百二十八條の四の規定により、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならない。

2 市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合には、この法律又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税及び森林環境税を併せて賦課し、及び徴収するものとする。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

**第三百二十一條の七** 個人の市町村民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第三百二十條の納期があるときは、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同條の納期がないときは、直ちに、普通徴収の方

3 略

（個人の市町村民税の徴収の方法等）

**第三百十九條** 個人の市町村民税の徴収については、第三百二十一條の三、第三百二十一條の七の二第一項若しくは第二項、第三百二十一條の七の八第一項又は第三百二十八條の四の規定によつて特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならない。

2 市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合には、この法律又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税を併せて賦課し、及び徴収するものとする。

（給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ）

**第三百二十一條の七** 個人の市町村民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第三百二十條の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同條の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方

法によつて徴収しなければならない

2 前条第一項の規定により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から当該市町村に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）には、当該過納又は誤納に係る税額は、第十七条の規定の例により当該納税者に還付しなければならない。

この場合において、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について第十七条から第十七条の二の二までの規定の適用はないものとする。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第三百二十一条の七の十 第三百二十一条の七の七第一項又は第三項（これらの規定を第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第三百二十条の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同

法によつて徴収しなければならない。

2 前条第一項の規定によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から当該市町村に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）においては、当該過納又は誤納に係る税額は、第十七条の規定の例によつて当該納税者に還付しなければならない。ただし、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合には、第十七条の二の規定の例によつてこれに充当することができない。この場合においては、当該特別徴収義務者について第十七条及び第十七条の二の規定の適用はないものとする。

（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）

第三百二十一条の七の十 第三百二十一条の七の七第一項又は第三項（これらの規定を第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第三百二十条の納期がある場合には、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同

条の納期がない場合には、直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

2 第三百二十一条の七の七第三項（第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から当該市町村に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）には、当該過納又は誤納に係る税額は、第十七条の規定の例により、当該特別徴収対象年金所得者に還付しなければならない。

この場合において

、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について第十七条から第十七条の二の二までの規定の適用はないものとする。

（個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等）

第三百三十四条 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金に

条の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

2 第三百二十一条の七の七第三項（第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から当該市町村に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）においては、当該過納又は誤納に係る税額は、第十七条の規定の例によつて当該特別徴収対象年金所得者に還付しなければならない。ただし、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、第十七条の二の規定の例によつてこれに充当することができる。この場合においては、当該特別徴収義務者について第十七条及び第十七条の二の規定の適用はないものとする。

（個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等）

第三百三十四条 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金に

ついて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合には、この法律又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び同法第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金について併せて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

**第五章 都等の特例等**

**第一節 都等の特例**

(都における普通税の特例)

**第七百三十四条 略**

2 略

3 前項の場合において、同項第一号に掲げるものについては、第二章第一節第一款(法人の道府県民税に関する部分の規定を除く。)、第二款及び第四款から第六款まで並びに次節の規定を準用するものとし、同項第二号に掲げるものについては、同号に掲げる税を合わせて一の税とみなして、第三章第一節(個人の市町村民税に関する部分の規定を除く。)(の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

次節	略	
道府県	道府県	都
道府県民税	道府県民税	都民税

ついて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合においては、この法律に特別の規定がある場合を除く外、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金についてあわせて督促状を発し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

**第五章 都等及び固定資産税の特例**

**第一節 都等の特例**

(都における普通税の特例)

**第七百三十四条 略**

2 略

3 前項の場合において、同項第一号に掲げるものについては、第二章第一節第一款(法人の道府県民税に関する部分の規定を除く。)、第二款及び第四款から第六款まで(の規定を準用するものとし、同項第二号に掲げるものについては、同号に掲げる税を合わせて一の税とみなして、第三章第一節(個人の市町村民税に関する部分の規定を除く。)(の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

略	略	
---	---	--

4～6 略		
道府県知事	市町村	市町村長
都知事	特別区	特別区長

(特別区における特例)

第七百三十六条 略

2 略

3 特別区は、特別区民税として第五条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するものを課するものとし、これについては、第三章第一節（法人の市町村民税に関する部分の規定を除く。）及び次節の規定を準用する。

第二節 個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の  
賦課徴収に関する調整

（個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の納税通知書等）

第七百三十九条の二 市町村長は、第一号に掲げる文書を第二号及び第三

号に掲げる文書と併せて、総務省令で定める様式に準じて作成するものとする。

一 個人の市町村民税（第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八条の規定により課する所得割を除く

4～6 略

(特別区における特例)

第七百三十六条 略

2 略

3 特別区は、特別区民税として第五条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するものを課するものとし、これについては、第三章第一節（法人の市町村民税に関する部分の規定を除く。）の規定を準用する。

。以下この条、次条及び第七百三十九条の四第一項において同じ。）の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法により徴収する旨の通知書、督促状その他の文書（以下この条において「賦課徴収関係文書」という。）

二 第四十一条第一項の規定により個人の市町村民税と併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税（第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十条の二の規定により課する所得割を除く。以下この条、次条及び第七百三十九条の四第一項において同じ。）の賦課徴収に用いる賦課徴収関係文書

三 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定により個人の市町村民税及びこれと併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税と併せて賦課徴収を行う森林環境税の賦課徴収に用いる賦課徴収関係文書

（個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税に係る延滞金の計算）

**第七百三十九条の三** 個人の市町村民税、第四十一条第一項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税に係る第三百二十一条の二（第四十一条第一項及び同法第七条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第三百二十六条（第四十一条第一項及び同法第七条第一項の規



定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による延滞金の計算については、個人の市町村民税の額、個人の道府県民税の額及び森林環境税の額の合算額によりこれらの規定を適用するものとする。

(個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の納付又は納入等)

#### 第七百三十九条の四

個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、第四十

二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第八条第一項の規定によりこれらと併せて納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金(同法第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。以下この条及び次条において同じ。)の納付又は納入があつた場合には、その納付額又は納入額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の額に按分した額に相当する個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の納付又は納入があつたものとする。

2| 市町村は、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の納付又は納入があつた場合には、当該納付又は納入があつた月の翌月十日までに、政令で定めるところにより、これを道府県に払い込むものとする。

(個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例等)

第七百三十九条の五 第四十六条第二項の規定により市町村長から道府県

知事に対し、個人の道府県民税の滞納に関する報告があつた場合には、道府県知事が市町村長の同意を得て、当該報告に係る滞納者の全部又は一部について一年を超えない範囲内で定めた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第八条第一項の規定によりこれらと併せて納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金（当該滞納に係る個人の道府県民税が第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割又は第五十条の二の規定により課する所得割である場合には、当該滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割又は第三百二十八条の規定により課する所得割に係る地方団体の徴収金。次項において同じ。）について、併せて、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又は国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができる。

2| 市町村長は、前項の滞納者が、同項の報告があつた日の属する年の六月一日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとする。この場合において、道府県知事が市町村長の同意を得たときは、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は

納入すべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第八条第一項の規定によりこれらと併せて納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金について、前項の一定の期間に限り、同項の規定の例により、同項の地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金と併せて徴収し、又は滞納処分をすることができる。

3 道府県の徴税吏員は、前二項の規定により徴収し、又は滞納処分をする場合には、当該市町村の徴税吏員から、前二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金について、徴収の引継ぎを受けるものとし、第一項の一定の期間が経過した場合には、当該市町村の徴税吏員に徴収の引継ぎをするものとする。ただし、当該道府県の徴税吏員は、当該市町村の徴税吏員との協議により、滞納処分を続行することができる。

4 市町村の徴税吏員は、第一項の一定の期間中は、同項又は第二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金については、納税者が納税通知書に記載した納付の場所に納付し、又は特別徴収義務者が市町村長の指定する場所に納入する場合を除くほか、徴収することができないものとし、第一項の一定の期間前に滞納処分に着手したものについて滞納処分をする場合を除くほか、滞納処分をすることができないものとする。

5 市町村は、道府県が第一項又は第二項の規定により滞納に係る個人の

道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金を徴収し、又はこれらについて滞納処分をする場合には、道府県に協力するものとする。

6 道府県は、第一項又は第二項の規定により徴収し、又は滞納処分をした個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金を、翌月十日までに、政令で定めるところにより、市町村に払い込むものとする。

7 道府県知事は、第一項の一定の期間の経過後、遅滞なく、市町村長に対し、当該期間中において行つた徴収及び滞納処分の状況を通知しなければならぬ。

8 前各項の規定は、第四十六条第三項の規定により個人の道府県民税の賦課徴収に関する事項の報告の請求があつた場合において、市町村長から道府県知事に対し、個人の道府県民税の滞納（同条第二項又は第二項の規定による報告に係るものを除く。）に関する報告があつたときについて準用する。この場合において、第二項中「日の属する年の六月一日以後」とあるのは、「日以後」と読み替えるものとする。

9 第三項（前項において準用する場合を含む。）の徴収の引継ぎ及び滞納処分の続行に関し必要な事項は、政令で定める。

（道府県が行う滞納処分に関する罪等）

第七百三十九条の六 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が前条第一項又は第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。）の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県及び市町村の不利益

に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に前条第一項又は第二項の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

5 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者（当該社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前各項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該

各項の罰金刑を科する。

6 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

### 第三節 固定資産税の特例

### 第二節 固定資産税の特例

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（税理士の業務）</p> <p><b>第二条</b> 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税（森林環境税及び特別法人事業税を含む。以下同じ。）に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）</p> <p>2 及び 3 略</p> <p style="text-align: center;">（欠格条項）</p> <p><b>第四条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。</p>	<p style="text-align: center;">（税理士の業務）</p> <p><b>第二条</b> 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十条の四第二項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第四十九条の二第二項第十号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからへまでに掲げる事項及び地方税（<u>森林環境税及び特別法人事業税を含む。以下同じ。</u>）に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）</p> <p>2 及び 3 略</p> <p style="text-align: center;">（欠格条項）</p> <p><b>第四条</b> 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。</p>

一及び二 略

三 国税（森林環境税及び特別法人事業税を除く。以下この条、第二十条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条において同じ。）  
四 若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの  
四〇 略

（受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して二年以上になる者

イ 税務官公署における事務又はその他の官公署における国税（関税、とん税、特別とん税、森林環境税及び特別法人事業税を除く。第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条を除き、以下同じ。）若しくは地方税に関する事務  
ロ 略

二 略

三 略

第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

一及び二 略

三 国税（特別法人事業税を除く。以下この条、第二十条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条において同じ。）  
四 若しくは地方税に関する法令又はこの法律の規定により禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しないもの  
四〇 略

（受験資格）

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。

一 次に掲げる事務又は業務に従事した期間が通算して二年以上になる者

イ 税務官公署における事務又はその他の官公署における国税（関税、とん税、特別とん税及び特別法人事業税を除く。第二十四条、第三十六条、第四十一条の三及び第四十六条を除き、以下同じ。）若しくは地方税に関する事務  
ロ 略

二 略

三 略

第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。



一〇五 略

六 官公署における事務のうち道府県民税（都民税を含む。）、市町村民税（特別区民税及び森林環境税を含む。）、事業税（特別法人事業税を含む。）若しくは固定資産税の賦課又はこれらの地方税に関する法律の立案に関する事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの

2 略

一〇五 略

六 官公署における事務のうち道府県民税（都民税を含む。）、市町村民税（特別区民税を含む。）、事業税（特別法人事業税を含む。）若しくは固定資産税の賦課又はこれらの地方税に関する法律の立案に関する事務に従事した期間が通算して十年以上になる者については、税法に属する科目のうち地方税に関するもの

2 略

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> この法律において「国税収納金等」とは、現金（証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）により現金に代えて納付される証券を含む。）をもつて収納された国税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）に規定する自動車重量税印紙に係る収入金を含み、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）に規定する森林環境税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）に規定する特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を除く。）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百三第一項の規定により国税と併せて収納された地方税（以下「特定地方税」という。）、滞納処分費及び次条の資金からする支払金の返納金（以下「返納金」という。）をいう。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(国税収納命令官)</p> <p><b>第八条</b> 財務大臣は、国税収納金等となるべき国税（自動車重量税印紙に係る収入を含み、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に規定する森林環境税及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に規定する特別法人事業税を除く。）、特定地方税、滞納処分費又は返</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> この法律において「国税収納金等」とは、現金（証券を以てする歳入納付に関する法律（大正五年法律第十号）により現金に代えて納付される証券を含む。）をもつて収納された国税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）に規定する自動車重量税印紙に係る収入金を含み、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）に規定する特別法人事業税を除く。）、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の百三第一項の規定により国税と併せて収納された地方税（以下「特定地方税」という。）、滞納処分費及び次条の資金からする支払金の返納金（以下「返納金」という。）をいう。</p> <p>2及び3 略</p> <p>(国税収納命令官)</p> <p><b>第八条</b> 財務大臣は、国税収納金等となるべき国税（自動車重量税印紙に係る収入を含み、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に規定する特別法人事業税を除く。）、特定地方税、滞納処分費又は返</p>

納金（以下「国税等」という。）の徴収に関する事務を所属の職員に委任することができる。  
2  
4  
略

納金（以下「国税等」という。）の徴収に関する事務を所属の職員に委任することができる。  
2  
4  
略

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>(定義)  <b>第二条</b> この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  一 国税 国が課する税のうち関税、とん税、特別とん税、森林環境税及び特別法人事業税以外のものをいう。  二 地方税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都及び特別区これに相当する徴収金を含む。）、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）第二条第五号（定義）に規定する森林環境税に係る徴収金及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）第二条第九号（定義）に規定する特別法人事業税に係る徴収金をいう。  三 略  (給与の差押禁止)  <b>第七十六条</b> 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払</p>	<p>(定義)  <b>第二条</b> この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  一 国税 国が課する税のうち関税、とん税、特別とん税及び特別法人事業税以外のものをいう。  二 地方税 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方団体の徴収金（都及び特別区これに相当する徴収金を含む。）及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）第二条第九号（定義）に規定する特別法人事業税に係る徴収金をいう。  三 略  (給与の差押禁止)  <b>第七十六条</b> 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払</p>

を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

一 略

二 地方税法第三百二十一条の三（個人の市町村民税の特別徴収）その他の法令の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税並びに森林環境税に相当する金額

三〇五 略

二〇五 略

を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

一 略

二 地方税法第三百二十一条の三（個人の市町村民税の特別徴収）その他の 規定によりその給料等につき特別徴収の方法によつて徴収される道府県民税及び市町村民税 に相当する金額

三〇五 略

二〇五 略

附則第十三条による改正（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号））

<p>改正後</p>	<p>（個人の住民税に係る特別過誤納金の支給） 第三十四条 略 25 略 6 第一項の特別過誤納金の支給、第二項の延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の支給、第三項の加算金の加算、前項の時効その他加算金の端数計算については、地方税法第十七条、第十七条の二、第十七条の二の二並びに第十七条の四第二項及び第三項、同法第十八条の三第二項において準用する同法第十八条第二項及び第三項、同法第十八条の四第二項並びに同法第二十条の四の二第七項において準用する同条第二項及び第五項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 208 533 331">第十七条</td> <td data-bbox="164 405 533 651"> <p>過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）</p> </td> <td data-bbox="164 663 533 1066"> <p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金又は同条第二項に規定する延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額若しくは重加算金過誤</p> </td> </tr> </table>	第十七条	<p>過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金又は同条第二項に規定する延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額若しくは重加算金過誤</p>
第十七条	<p>過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金又は同条第二項に規定する延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額若しくは重加算金過誤</p>		
<p>改正前</p>	<p>（個人の住民税に係る特別過誤納金の支給） 第三十四条 略 25 略 6 第一項の特別過誤納金の支給、第二項の延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の支給、第三項の加算金の加算、前項の時効その他加算金の端数計算については、地方税法第十七条、第十七条の二、並びに第十七条の四第二項及び第三項、同法第十八条の三第二項において準用する同法第十八条第二項及び第三項、同法第十八条の四第二項並びに同法第二十条の四の二第七項において準用する同条第二項及び第五項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="544 1171 533 1294">第十七条</td> <td data-bbox="164 1368 533 1615"> <p>過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）</p> </td> <td data-bbox="164 1626 533 2029"> <p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金又は同条第二項に規定する延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額若しくは重加算金過誤</p> </td> </tr> </table>	第十七条	<p>過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金又は同条第二項に規定する延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額若しくは重加算金過誤</p>
第十七条	<p>過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）</p>	<p>外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第一項に規定する特別過誤納金又は同条第二項に規定する延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額若しくは重加算金過誤</p>		

第十七条の二の二第二項	並びに第七十二条の八十八第二項及び第三項、第七十三條の二第九項（第七十三條の二十七第二項及び第七十三條の二十七の四第五項において準用する場合を含む。）、第七十四条の十四第三項、第一百四十四条の三十第二項、第一百六十四条第七項（第一百六十五条第三項において準用する	還付しなければ	納相当額（同条第三項の規定によりこれらに加算される金額を含む。以下この節において「特別過誤納金等」という。）
		支払わなければ	（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第六項において準用する場合に限る。）は、第三号に掲げる特別過誤納金等

略	還付しなければ	納相当額（同条第三項の規定によりこれらに加算される金額を含む。次条及び第十七条の四において「特別過誤納金等」という。）
	支払わなければ	

---

---

場合を含む。）、第三百六十四条第六項（第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百五十八條第七項（第四百五十九條第三項において準用する場合を含む。）、第四百七十七條第三項、第六百一条第八項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九條第八項において準用する場合を含む。）、第七百六条の二第二項並びに

---

---



<p>第十七条の二 の二第四項</p>	<p>第十七条の二 の二第一項第 三号</p>	
<p>当該還付金等</p>	<p>当該還付を</p>	<p>還付金等の還付</p>
<p>当該特別過誤納金等</p>	<p>当該支払を</p>	<p>特別過誤納金等の支払</p>
<p>当該還付金等</p>	<p>還付 ものを除く。の 第一号に該当する に係る還付金等（ 道府県が徴収した 地方団体の徴収金 ）</p>	<p>特別過誤納金等の支払</p>
<p>第七百十八条の十 第二項ただし書の 規定（これらの規 定中充当に係る部 分に限る。）その 他政令で定める規 定は、次の各号の いずれかに該当す る還付金又は過誤 納金（以下この条 において「還付金 等」という。）</p>		

7  
13  
略

第十七条の二 の二第六項	還付	支払
略		

14 第九項の特別過誤納金の支給、第十項の延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の支給、第十一項の加算金の加算、前項の時効その他加算金の端数計算については、地方税法第十七条、第十七条の二、第十七条の二の二並びに第十七条の四第二項及び第三項、同法第十八条の三第二項において準用する同法第十八条第二項及び第三項、同法第十八条の四第二項並びに同法第二十条の四の二第二項において準用する同条第二項及び第五項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条	過誤納に係る地方 団体の徴収金（以 下本章において「 過誤納金」とい う。）	外国居住者等の所得に対する相 互主義による所得税等の非課税 等に関する法律第三十四条第九 項に規定する特別過誤納金又は 同条第十項に規定する延滞金過 誤納相当額、不申告加算金過誤 納相当額若しくは重加算金過誤 納相当額（同条第十一項の規定 によりこれらに加算される金額 を含む。以下この節
------	--	---

7  
13  
略

略		
---	--	--

14 第九項の特別過誤納金の支給、第十項の延滞金過誤納相当額、不申告加算金過誤納相当額又は重加算金過誤納相当額の支給、第十一項の加算金の加算、前項の時効その他加算金の端数計算については、地方税法第十七条、第十七条の二、並びに第十七条の四第二項及び第三項、同法第十八条の三第二項において準用する同法第十八条第二項及び第三項、同法第十八条の四第二項並びに同法第二十条の四の二第二項において準用する同条第二項及び第五項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十七条	過誤納に係る地方 団体の徴収金（以 下本章において「 過誤納金」とい う。）	外国居住者等の所得に対する相 互主義による所得税等の非課税 等に関する法律第三十四条第九 項に規定する特別過誤納金又は 同条第十項に規定する延滞金過 誤納相当額、不申告加算金過誤 納相当額若しくは重加算金過誤 納相当額（同条第十一項の規定 によりこれらに加算される金額 を含む。次条及び第十七条の四
------	--	--

	還付しなければ	において「特別過誤納金等」という。） 支払わなければ
第十七条の二の二第一項	並びに第七十二条の八十八第二項及び第三項、第七十三條の二第九項（第七十三條の二十七の四第五項において準用する場合を含む。）、第七十四条の十四第三項、第一百四十四条の三十第二項、第一百六十四條第七項（第一百六十五條第三項において準用する場合を含む。）、第三百六十四條第六項（第七百四十	（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十四条第十四項において準用する場合に限る。）は、第四号に掲げる特別過誤納金等

	還付しなければ	において「特別過誤納金等」という。） 支払わなければ
略	略	略

---

---

五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百五十八条第七項（第四百五十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四百七十七條第三項、第六百一条第八項（第六百二条第二項、第六百三条第四項、第六百三条の二第六項、第六百三条の二の二第二項及び第六百二十九条第八項において準用する場合を含む。）、第七百六条の二第二項並びに第七百十八条の十第二項ただし書の規定（これらの規

---

---

15  
及び  
16  
略

略	第十七条の二 の二第六項	還付	支払
	第十七条の二 の二第五項	当該還付金等	当該特別過誤納金等
略	第十七条の二 の二第一項第 四号	市町村が徴収した 地方団体の徴収金 に係る還付金等（ 第二号に該当する ものを除く。）の 還付	特別過誤納金等の支払
		定中充当に係る部 分に限る。）その 他政令で定める規 定は、次の各号の いずれかに該当す る還付金又は過誤 納金（以下この条 において「還付金 等」という。）	

15  
及び  
16  
略

略
---

附則第十四条による改正（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号））

		改 正 後	
別表第二（第三十条の十関係）			
略	二の二 市町村長	略	提供を受ける通知都道府 県の区域内の市町村の市 町村長その他の執行機関
	地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例又は森林環境税 及び森林環境譲与税に関する法律（平成三 十一年法律第 号）による地方税若し くは森林環境税の賦課徴収又は地方税若し くは森林環境税に関する調査（犯則事件の 調査を含む。）に関する事務であつて総務 省令で定めるもの		事 務
		改 正 前	
別表第二（第三十条の十関係）			
略	二の二 市町村長	略	提供を受ける通知都道府 県の区域内の市町村の市 町村長その他の執行機関
	地方税法その他の地方税に関する法律及び これらの法律に基づく条例 による地方税 の賦課徴収又は地方税 に関する調査（犯則事件の 調査を含む。）に関する事務であつて総務 省令で定めるもの		事 務

別表第四（第三十条の十二関係）

略	一の八 市町村長	略	提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関
	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>		事務

別表第四（第三十条の十二関係）

略	一の八 市町村長	略	提供を受ける通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関
	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例          による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯罪事件の調査を含む。）に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>		事務

改正後	改正前
<p>（源泉徴収所得税等）</p> <p><b>第七十六条</b> 更生協同組織金融機関に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、特別徴収に係る国際観光旅客税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税及び森林環境税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。</p> <p>（源泉徴収所得税等）</p> <p><b>第二百四十二条</b> 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、特別徴収に係る国際観光旅客税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税及び森林環境税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。</p>	<p>（源泉徴収所得税等）</p> <p><b>第七十六条</b> 更生協同組織金融機関に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、特別徴収に係る国際観光旅客税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税及び森林環境税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。</p> <p>（源泉徴収所得税等）</p> <p><b>第二百四十二条</b> 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、特別徴収に係る国際観光旅客税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税及び森林環境税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。</p>



改 正 後	改 正 前
<p>（源泉徴収所得税等）</p> <p><b>第二百二十九条</b> 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、特別徴収に係る国際観光旅客税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税及び森林環境税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。</p>	<p>（源泉徴収所得税等）</p> <p><b>第二百二十九条</b> 更生会社に対して更生手続開始前の原因に基づいて生じた源泉徴収に係る所得税、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、特別徴収に係る国際観光旅客税、地方消費税、申告納付の方法により徴収する道府県たばこ税（都たばこ税を含む。）及び市町村たばこ税（特別区たばこ税を含む。）並びに特別徴収義務者が徴収して納入すべき地方税の請求権で、更生手続開始当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権とする。</p>

<p>改正後</p>	<p>（再生計画の認可又は不認可の決定等）</p> <p>第二百四十一条 略</p> <p>2 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、再生計画不認可の決定をする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 再生債務者が、給与若しくはこれに類する定期的な収入を得ている者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないとき。</p> <p>五及び六 略</p> <p>七 計画弁済総額が、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額から再生債務者及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用の額を控除した額に二を乗じた額以上の額であると認めることができないとき。</p> <p>イ 再生債務者の給与又はこれに類する定期的な収入の額について、再生計画案の提出前二年間の途中で再就職その他の年収について五分の一以上の変動を生ずべき事由が生じた場合 当該事由が生じた時から再生計画案を提出した時までの間の収入の合計額からこれに対する所得税、個人の道府県民税又は都民税、個人の市町村民税又は特別区民税及び森林環境税並びに所得税法（昭和四十年法律第</p>
<p>改正前</p>	<p>（再生計画の認可又は不認可の決定等）</p> <p>第二百四十一条 略</p> <p>2 裁判所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、再生計画不認可の決定をする。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 再生債務者が、給与又はこれに類する定期的な収入を得ている者に該当しないか、又はその額の変動の幅が小さいと見込まれる者に該当しないとき。</p> <p>五及び六 略</p> <p>七 計画弁済総額が、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからハまでに定める額から再生債務者及びその扶養を受けるべき者の最低限度の生活を維持するために必要な一年分の費用の額を控除した額に二を乗じた額以上の額であると認めることができないとき。</p> <p>イ 再生債務者の給与又はこれに類する定期的な収入の額について、再生計画案の提出前二年間の途中で再就職その他の年収について五分の一以上の変動を生ずべき事由が生じた場合 当該事由が生じた時から再生計画案を提出した時までの間の収入の合計額からこれに対する所得税、個人の道府県民税又は都民税及び個人の市町村民税又は特別区民税並びに所得税法（昭和四十年法律第</p>

3

略

ロ及びハ 略

三十三号)第七十四条第二項に規定する社会保険料(ロ及びハにおいて「所得税等」という。)に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

3

略

ロ及びハ 略

三十三号)第七十四条第二項に規定する社会保険料(ロ及びハにおいて「所得税等」という。)に相当する額を控除した額を一年間当たりの額に換算した額

改正後	改正前
<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第二十三条 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イハ 略</p> <p>ニ 地方揮発油税、森林環境税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、特別法人事業税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別とん税の収入</p> <p>ホ及びヘ 略</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 地方交付税交付金（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）による地方交付税の交付金をいう。以下同じ。）及び地方譲与税譲与金（地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）による地方揮発油譲与税の譲与金、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）による森林環境譲与税の譲与金（以下「森林環境譲与税譲与金」という。）、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）による石油ガス譲与税の譲与金、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）による自動</p>	<p>（歳入及び歳出）</p> <p>第二十三条 交付税特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イハ 略</p> <p>ニ 地方揮発油税、石油ガス譲与税に充てられる石油ガス税、特別法人事業税、自動車重量譲与税に充てられる自動車重量税、航空機燃料譲与税に充てられる航空機燃料税及び特別とん税の収入</p> <p>ホ及びヘ 略</p> <p>二 歳出</p> <p>イ 地方交付税交付金（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）による地方交付税の交付金をいう。以下同じ。）及び地方譲与税譲与金（地方揮発油譲与税法（昭和三十年法律第百十三号）による地方揮発油譲与税の譲与金</p> <p>、石油ガス譲与税法（昭和四十年法律第百五十七号）による石油ガス譲与税の譲与金、自動車重量譲与税法（昭和四十六年法律第九十号）による自動</p>

車重量譲与税の譲与金、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）による航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）による特別とん譲与税の譲与金をいう。）並びにこれらに関する諸費

ロ、二 略

附 則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 略

2 交付税特別会計において、平成三十一年度から平成四十三年度までの各年度において、森林環境譲与税譲与金を支弁するために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、平成三十一年度にあつては二百億円を、平成三十二年度にあつては四百億円を、平成三十三年度にあつては六百億円を、平成三十四年度にあつては九百億円を、平成三十五年度及び平成三十六年度にあつては千二百億円を、平成三十七年度から平成四十年年度までの各年度にあつては千二百億円から毎年度二百億円を順次控除して得た金額を、平成四十一年度から平成四十三年度までの各年度にあつては四百億円から毎年度百億円を順次控除して得た金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金をすることができる。

3 交付税特別会計において、平成三十一年度から平成三十五年度までの各年度において、次に掲げる償還金又は利子の支払に充てるために必要がある場合には、第十三条第一項の規定にかかわらず、これらの支払に

車重量譲与税の譲与金、航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）による航空機燃料譲与税の譲与金及び特別とん譲与税法（昭和三十二年法律第七十七号）による特別とん譲与税の譲与金をいう。）並びにこれらに関する諸費

ロ、二 略

附 則

（交付税特別会計における借入金の特例）

第四条 略

充てるために必要な額に相当する金額を限り、予算で定めるところにより、交付税特別会計の負担において、借入金を行うことができる。

一 前項の規定による借入金

二 第十五条第一項の規定による一時借入金（森林環境譲与税譲与金に係るものに限る。）の利子

三 前二号に掲げる利子並びにこの号に掲げる償還金及び利子の支払に充てるためのこの項の規定による借入金

4 交付税特別会計において、平成三十六年度から平成四十三年度までの各年度において、前項の規定による借入金

5 前各項の規定による借入金は、一年内に償還しなければならない。

6 第一項の規定による借入金

6 第一項の規定による借入金

3 第一項の規定による借入金

2 前項の規定による借入金

一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

**第十一条** 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項から第四項までの規定による借入金又は同条第六項、附則第五条若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税特別会計の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金、道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金、同法第一百七十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金、過誤納に係る反則金等の返還金又は附則第四条第一項から第四項までの規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における交付税特別会計の歳出とする。

2及び3 略

一般会計から交付税特別会計に繰り入れることができる。

(交付税特別会計の歳入及び歳出の特例)

**第十一条** 第二十三条の規定によるほか、附則第四条第一項の規定による借入金又は同条第三項、附則第五条若しくは前条第一項若しくは第二項の規定による一般会計からの繰入金はそれぞれその借入れをした年度又はその繰入れをした年度における交付税特別会計の歳入とし、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律による地方特例交付金、道路交通法附則第十六条第一項の規定による交通安全対策特別交付金、同法第二百二十九条第四項の規定による返還金、同法第一百七十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に相当する額として都道府県に支出する支出金、過誤納に係る反則金等の返還金又は附則第四条第一項の規定による借入金の償還金及び利子はその支出をした年度における交付税特別会計の歳出とする。

2及び3 略

附則第十八条による改正（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方税法特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号））

改正後		改正前	
(法人税法の適用の特例等)			
<p>第二十二條 地方税法特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
略			
国税収納金 整理資金に 関する法律 （昭和二十 九年法律第 三十六号）	第二条第一項	及び特別法人 事業税及び特 別法人事業譲 与税に関する 法律（平成三 十一年法律第 号）に 規定する特別 法人事業税	、特別法人事業税及び 特別法人事業譲与税に 関する法律（平成三十 一年法律第 号） に規定する特別法人事 業税及び旧地方法人特 別税（地方税法等の一 部を改正する等の法律 （平成二十八年法律第 十三号）附則第三十一 条第二項の規定により なおその効力を有する
(法人税法の適用の特例等)			
<p>第二十二條 地方税法特別税に係る次の表の第一欄に掲げる法律の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
略			
国税収納金 整理資金に 関する法律 （昭和二十 九年法律第 三十六号）	第二条第一項 を除く	及び旧地方税法特別税 （地方税法等の一部を 改正する等の法律（平 成二十八年法律第十三 号）附則第三十一条第 二項の規定によりなお その効力を有するもの とされた同法第九条の 規定による廃止前の地 方税法特別税等に関す る暫定措置法（平成二 十年法律第二十五号）	



<p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）</p>	<p>第二条第一項第三号</p>	<p>及び特別法人事業税</p>	<p>、特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものと</p>
	<p>第八条第一項</p>	<p>及び特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に規定する特別法人事業税</p>	<p>、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に規定する特別法人事業税及び旧地方法人特別税</p>
			<p>ものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税をいう。第八条第一項において同じ。</p>
<p>税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）</p>	<p>第二条第一項第三号</p>	<p>特別法人事業税</p>	<p>特別法人事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものと</p>
	<p>第八条第一項</p>	<p>を除く</p>	<p>及び旧地方法人特別税を除く</p>
			<p>に規定する地方法人特別税をいう。第八条第一項において同じ。）を除く</p>

第六号	第八条第一項	第一号イ	第五条第一項
税	特別法人事業	事業税	及び特別法人 事業税
地方法人特別税	特別法人事業税及び旧 地方法人特別税	旧地方法人特別税	、特別法人事業税及び 旧地方法人特別税
された同法第九条の規 定による廃止前の地方 法人特別税等に関する 暫定措置法（平成二十 年法律第二十五号）に 規定する地方法人特別 税（以下「旧地方法人 特別税」という。）			
第六号	第八条第一項	第一号イ	第五条第一項
税	特別法人事業	事業税	及び特別法人 事業税
地方法人特別税	特別法人事業税及び旧 地方法人特別税	旧地方法人特別税	、特別法人事業税及び 旧地方法人特別税
れた同法第九条の規定 による廃止前の地方法 人特別税等に関する暫 定措置法（平成二十年 法律第二十五号）に規 定する地方法人特別税 （以下「旧地方法人特 別税」という。）			

<p>改正後</p>	<p>（特定個人情報の提供の制限）</p> <p><b>第十九条</b> 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報 情報の提供をしてはならない。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第七十二条の五十八、第三百十七条、第三百二十五条又は第七百三十九条の五第七項の規定その他政令で定める同法若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成三十一年法律第 号）又は国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税若しくは森林環境税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。</p> <p>十 十六 略</p> <p>別表第一（第九条関係）</p> <p>略</p>
<p>改正前</p>	<p>（特定個人情報の提供の制限）</p> <p><b>第十九条</b> 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報 情報の提供をしてはならない。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 国税庁長官が都道府県知事若しくは市町村長に又は都道府県知事若しくは市町村長が国税庁長官若しくは他の都道府県知事若しくは市町村長に、地方税法第四十六条第四項若しくは第五項、第四十八条第七項、第七十二条の五十八、第三百十七条又は第三百二十五条の規定その他政令で定める同法の規定に関する法律（平成三十一年法律第 号）又は国税（国税通則法第二条第一号に規定する国税をいう。以下同じ。）に関する法律の規定により国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合において、当該特定個人情報の安全を確保するために必要な措置として政令で定める措置を講じているとき。</p> <p>十 十六 略</p> <p>別表第一（第九条関係）</p> <p>略</p>

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
二十七 市町 村長	地方税法その他の 地方税に関する法 律及びこれらの法 律に基づく条例又 は森林環境税及び 森林環境譲与税に 関する法律による 地方税又は森林環 境税の賦課徴収に	医療保険者又は 後期高齢者 医療広域連合	医療保険給付関 係情報であって 主務省令で定め るもの
略		都道府県知事	障害者関係情報 であって主務省 令で定めるもの
略		都道府県知事	生活保護関係情 報又は児童扶養 等

十六 都道府県知 事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれ らの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環 境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び 特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年 法律第 号）による地方税、森林環境税 若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税 、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する 調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 であって主務省令で定めるもの	略	略
---------------------	--	---	---

別表第二（第十九条、第二十一条関係）

情報照会者	事務	情報提供者	特定個人情報
二十七 市町 村長	地方税法その他の 地方税に関する法 律及びこれらの法 律に基づく条例に よる地方税	医療保険者又は 後期高齢者 医療広域連合	医療保険給付関 係情報であって 主務省令で定め るもの
略		都道府県知事	障害者関係情報 であって主務省 令で定めるもの
略		都道府県知事	生活保護関係情 報又は児童扶養 等

十六 都道府県知 事又は市町村長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれ らの法律に基づく条例 又は特別法人事業税及び 特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年 法律第 号）による地方税若しくは 特別法人事業税の賦課徴収又は地方税 若しくは 特別法人事業税に関する 調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務 であって主務省令で定めるもの	略	略
---------------------	--	---	---

略				関する事務であつて主務省令で定めるもの
	厚生労働大臣 若しくは日本年金機構又は共済組合等	市町村長	厚生労働大臣 若しくは日本年金機構又は共済組合等	手当関係情報であつて主務省令で定めるもの
略				関する事務であつて主務省令で定めるもの
	厚生労働大臣 若しくは日本年金機構又は共済組合等	市町村長	厚生労働大臣 若しくは日本年金機構又は共済組合等	手当関係情報であつて主務省令で定めるもの

附則第二十条による改正（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号））

<p>改 正 後</p>	<p>附 則</p> <p><b>第三十七条の二</b> 地方交付税法の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第十四条第三項の表道府県の項中第九号及び第九号の二を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第三号を次のように改める。</p> <p>（後略）</p>
<p>改 正 前</p>	<p>附 則</p> <p><b>第三十七条の二</b> 地方交付税法の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第十四条第三項の表道府県の項中第九号及び第九号の二を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表市町村の項中第三号を次のように改める。</p> <p>（後略）</p>

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>(所掌事務)</p> <p>第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五十一 略</p> <p>五十二 地方税、森林環境税及び特別法人事業税に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>五十三 略</p> <p>五十四 前二号に掲げるもののほか、地方税、森林環境税及び特別法人事業税に関すること。</p> <p>五十五 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税に関すること。</p> <p>五十六 九十六 略</p> <p>2 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第九条 地方財政審議会は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）、地方交付税法、競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）、モーターボート競走法（昭和二十六年法律</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第四条 総務省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五十一 略</p> <p>五十二 地方税 及び特別法人事業税に関する制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>五十三 略</p> <p>五十四 前二号に掲げるもののほか、地方税 及び特別法人事業税に関すること。</p> <p>五十五 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税及び航空機燃料譲与税 に関すること。</p> <p>五十六 九十六 略</p> <p>2 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第九条 地方財政審議会は、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）、地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）、地方交付税法、競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）、自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）、モーターボート競走法（昭和二十六年法律</p>

第二百四十二号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、地方揮発油譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)、石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第百五十七号)、自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)、特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)、航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第 号)及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十二年法律第百四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2及び3 略

第二百四十二号)、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)、地方揮発油譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)、石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第百五十七号)、自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)、特別とん譲与税法(昭和三十二年法律第七十七号)、航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号) 及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十二年法律第百四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2及び3 略